

論点案に関する委員意見

○浅倉むつ子委員

委員名　浅倉むつ子、大谷恭子、中西由起子

あらゆる施策に男女平等の視点を

第2回委員会において、これから検討する基本計画が「障害者権利条約」を基礎とすべきであることは、委員の中で共通理解であったと思います。私たちは「障害者権利条約」第3条一般原則（g）男女平等、第6条　障害のある女子、を尊重し、基本計画において障害のある女性の複合差別の解消が盛り込まれることを切に望むものです。

我が国の障害者基本計画において「女性」が言及されたことは過去一度もありませんでした。今回これを初めて盛り込むことが重要です。しかし、障害のある女性の複合差別の解消が文言として基本計画に盛り込まれていくことだけでは目的は達成できません。あらゆる施策に男女平等の視点を盛り込み、同時に、女性障害者が抱えている特別な困難の解消に、意識的に取り組むことが重要です。そこで、3点の重要な視点を別紙で指摘いたします。

なぜ、女性障害者が抱えている特別な困難の解消が、新しい障害者基本計画に盛り込まれなければならないのか？それは、複合差別の解消に努力することが「女子差別撤廃条約」締結国としての我が国の責務だからです。女性障害者は障害者である以前に女性です。障害のある女性とそれ以外の女性が平等に「女子差別撤廃条約」の適用をうけるべきです。この当たり前のことを、主張しなければならないほど障害女性の置かれている状況は立ち遅れています。

複合とは、第2条に規定された締結国が負うべき一般的義務の範囲を理解するための基本概念である。性別やジェンダーに基づく女性差別は、人種、民族、宗教や信仰、健康状態、身分、年齢、階層、カースト制及び性的志向や性同一性など女性に影響を与える他の要素と密接に関係している。性別やジェンダーに基づく差別は、このようなグループに属する女性に男性とは異なる程度もしくは方法で影響を及ぼす可能性がある。締結国は、かかる複合差別及び該当する女性に対する複合的な影響を法的に認識ならびに禁止しなければならない。（女子差別撤廃委員会　一般勧告第28号　女子差別撤廃条約第2条に基づく締結国的主要義務、2010年10月10日より抜粋）

別紙

小委員会各グループに共通して重要な「3つの視点」

(1) 男女別データに基づく計画策定とその監視の重要性

男女共同参画会議監視専門委員会が出した意見では、男女別の統計情報が未整備のため、基本計画における成果目標がどのくらい達成できたのかの監視に支障をきたしていることが述べられています。これは障害者基本計画においても共通の課題です。現状を把握する場合には、障害者とそれ以外の人の平等だけでなく、障害者の男女間の平等も監視することが重要です。

第2で述べた「雇用・セーフティネットの再構築」という文脈から一例を挙げれば、障害者や高等学校中途退学者等についての男女別の統計情報が現状では未整備である。これらの例にとどまらず、施策を効果的に推進するためには、男女それぞれが置かれた状況等を客観的に把握することが必要であることから、政府においては、人に関する成果目標の現状を示す統計で男女別データを把握していないものについて、代替的な方法により男女別の現状を把握することを含めて、速やかに改善を図るための措置を講ずる必要があり、その他の統計情報についても可能な限り男女別データを把握するよう努めるべきである。(第3次男女共同参画基本計画の実施状況についての意見(出所:「雇用・セーフティネットの再構築」及び「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」関係) 平成24年7月 男女共同参画会議監視専門調査会)

(2) 男女平等の実現を阻害するような計画や施策は立てないことの確認

締約国が女性に対し市民、政治、経済、社会及び文化的権利の平等な享受を直接もしくは間接的に否定することになるような法律、政策、規制、プログラム、行政手続き及び組織構造を構築しない(女子差別撤廃委員会 一般勧告第28号 女子差別撤廃条約第2条に基づく締結国的主要義務、2010年10月10日より抜粋)

なにが、阻害要因となるかは当事者が政策立案及び実施過程に参画していくことで初めて明らかになります。「私たち抜きに私たちのことを決めないで!

(Nothing about us, without us !)」、障害女性当事者の参画を促進することが重要です。また、参画を促進するために、第3次男女共同参画基本計画が推奨するように、「実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）」を導入すべきです。積極的改善措置とは女子差別撤廃条約第4条における暫定的特別措置（性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度など）を示します。

暫定的措置：締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。（女子差別撤廃条約第4条1）

（3）障害のある女性とそれ以外の女性の間に格差を無くすことの確認

女性障害者は障害者である以前に女性です。障害のある女性とそれ以外の女性が平等に「女子差別撤廃条約」の適用をうけるべきです。この当たり前のことを、主張しなければならないほど障害女性の置かれている状況は立ち遅れています。

家庭内暴力の被害者になる女性には障害のある女性の確率が高いことがわかっています。リスクの高いグループとして障害女性の人権擁護が確かなものとなるよう、救済施策は実効性のあるものでなければなりません。DV被害者を収容するシェルターが2階以上の場所にあり、そこにエレベータの設置がないため、車いすの女性障害者が利用できない。日常生活に手助けが必要な女性障害者が、その施設入所を拒否される。などは、典型的な不作為です。また、障害児をもつ女性がDV被害者として収容施設を利用する場合も、介助が必要な子どもと分離されることがないようにすることが重要です。

日本人の中に根付いている「性別役割分業意識」の弊害として、女性障害者は教育や訓練の機会を家族によって制限されたり、結婚や独立を反対されたりしています。さらに、障害女性の妊娠・出産がそれ以外の女性の妊娠・出産と同様に保障され性と生殖の権利が、守られることは基本的人権に他なりません。

母子生活支援施設に入所している、あるいは生活保護を受給している母子世帯の状況をみると、特に困難を抱える母子世帯の背景には、配偶者からの暴力（以下、「DV」という。）や病気・障害の問題があったり、外国籍の母が増加したりする傾向がみられるとの調査結果もある。（出所：「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女についてとりまとめに向けた論点整理」、男女共同参画会議 監視・影響調査専門調査会 平成21年3月26日）

○中西由起子委員

防災・防犯に関する施策に関しては、受動的なものと能動的なもののそれぞれでどのような施策が必要か、分けて論じた方がいい。

すでに呼吸器使用者の補助バッテリーが支給されているように、受動的防災の観点にも重点を置くべきである。

事故の際に障害者に保障される金額が低く見積もられている現状があるので、保険等における障害の取り扱い方も項目に含める。

